

●セーフティネット 5 号 申請前の業種確認について

令和 6 年(2024 年)4 月 8 日作成

○セーフティネット 5 号申請手順

① 日本標準産業分類により、現在営んでいる事業の業種を確認

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10> (e-Stat 政府統計の総合窓口)

※営んでいる事業が複数ある場合は全ての業種確認が必要です。



② ①で確認した業種が現在の指定業種に該当しているかを確認

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html (中小企業庁)

※指定業種に該当していない場合、認定申請の受付が出来ません。

③ 指定業種に該当している場合は以下の表で認定申請書の様式を確認

兼業	認定申請者の類型	様式
無	単一事業者 営んでいる事業が1つの事業者で指定業種である事業者	イー1
有	兼業者 要件1 営んでいる複数事業が全て指定業種である事業者	イー1
有	兼業者 要件2 営んでいる複数事業のうち、主たる事業(売上高が大きい)のみ指定業種である事業者	イー2
有	兼業者 要件3 指定業種に属する事業の売上高等の減少が全体の売上高等に相当の影響を与えている事業者	イー3

○よくある質問

- ① 指定業種表に営んでいる業種が入っていない場合、指定業種表の中にある一番近い業種を選べばいいのでしょうか。
 - A. 日本標準産業分類で営んでいる業種を確認し、確認した業種が指定業種に入っているかを確認する手順となっております。
指定業種表に営んでいる業種がない場合は 5 号認定の対象外となりますので申請出来ません。
指定業種については四半期ごとに更新されるため、確認をお願いします。
- ② 業種が複数あるのですが、1 番売上が大きい業種で判断すればいいのでしょうか。
 - A. 営んでいる全ての事業の業種確認が必要となります。
上記の表に応じて認定申請書類が変わりますので確認をお願いします。
- ③ 電話で業種の確認をすることで、業種を特定してもらうことは可能ですか。
 - A. 電話で問い合わせをしていただくことは可能ですが、最終的な判断は窓口で決算書や履歴事項全証明書等の書類を確認し、判断するため、業種の特定をすることは出来ません。電話での業種の確認はヒアリングに時間がかかることもあるため、日本標準産業分類で調べていただくようお願いいたします。

○誤りが多い業種の例

- ① 営んでいる事業が卸売業と小売業のどちらに該当するのかわかりません。
 - A. https://www.soumu.go.jp/main_content/000300073.pdf (総務省)
上記リンクに卸売業と小売業の総説が掲載されていますのでご確認ください。
- ② 不動産賃貸業を営んでいるのですが、業種は何に当てはまるのでしょうか。
 - A. 不動産賃貸業はどのような不動産を貸し出しているかにより、業種が以下のように分類されます。
6911 貸事務所業…事務所、店舗その他の営業所を比較的長期的に賃貸
6919 その他の不動産賃貸業…事務所、店舗その他の営業所を比較的短期的に賃貸
6912 土地賃貸業…土地を賃貸
6921 貸家業…住宅を賃貸(アパート賃貸)
6931 駐車場業…自動車の駐車のための場所を賃貸
※上記の業種を複合的に営んでいる場合は業種ごとに売上を分けていただく必要がございます。

③ インターネットにより、洋服を販売しているのですが、業種は何に当てはまるのでしょうか。

A. 店舗を持たずにインターネット上でのみ商品を販売している事業者は無店舗小売業に該当します。

洋服の場合は 6112 無店舗小売業(織物・衣服・身の回り小売)に分類されます。

その他に飲食関係でインターネット上でのみ商品を販売している事業者は 6113 無店舗小売業(飲食料品小売)に該当し、無店舗小売業についても細かく分類がわかれていますので、日本標準産業分類をご確認ください。

反対に店舗を有している事業者がインターネット上でも商品を販売している場合は無店舗小売業ではなく、それぞれの業種に分類されます。

問い合わせ先

八王子市役所 産業振興部産業振興推進課

融資担当

電話番号:042-620-7252

受付時間:平日 9:00~12:00

13:00~17:00